

阪南市総合計画  
**阪南市行政経営計画**  
(令和7年度)  
(行政経営方針ほか)

令和7年2月

阪南市

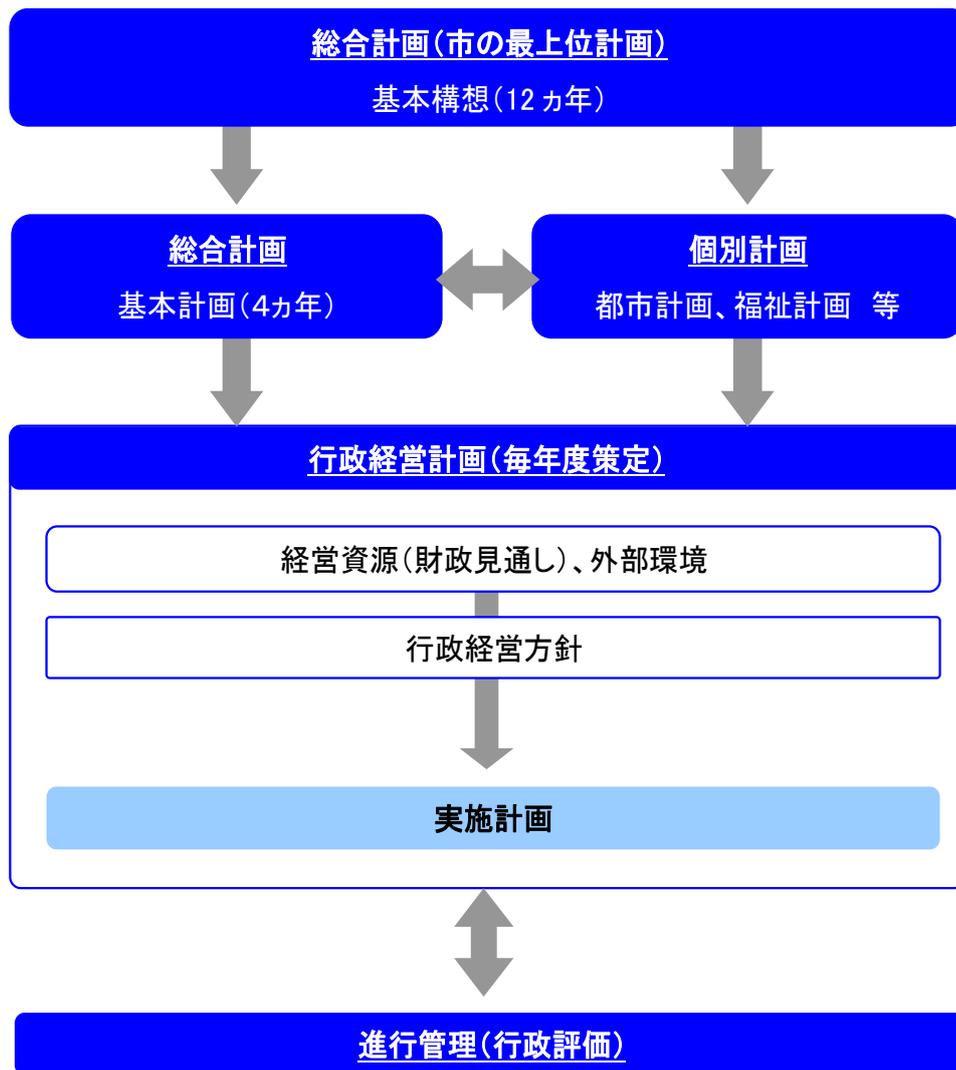
## 目次

1. 行政経営計画の概要.....	1
1. 1. 計画の位置づけ.....	1
1. 2. 計画の期間.....	2
1. 3. 計画の構成.....	2
1. 4. 計画に掲載する事務事業.....	3
1. 5. 計画の策定方法及び進行管理.....	3
2. 本市の財政について.....	4
2. 1. 本市の財政状況.....	4
2. 2. 財政収支見通し.....	5
2. 3. 今後の財政運営.....	5
3. 行政経営方針.....	7
3. 1. はじめに.....	7
3. 2. 基本目標別の基本方針.....	9
基本目標1:人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわいによる共創のまち..	9
基本目標2:誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち.....	11
基本目標3:安全に、安心して暮らせる住み続けたいと思えるまち.....	13
基本目標4:人生 100 年時代を迎え、誰もが学んだ成果を地域で活かして輝けるまち.....	14
基本目標5:にぎわいと交流を促し、自然環境と調和した未来のまち.....	16
基本目標6:持続可能な発展を支える行政経営のまち.....	18
3. 3. おわりに.....	19
4. 実施計画	
(別冊)事務事業一覧表	

# 1. 行政経営計画の概要

## 1.1. 計画の位置づけ

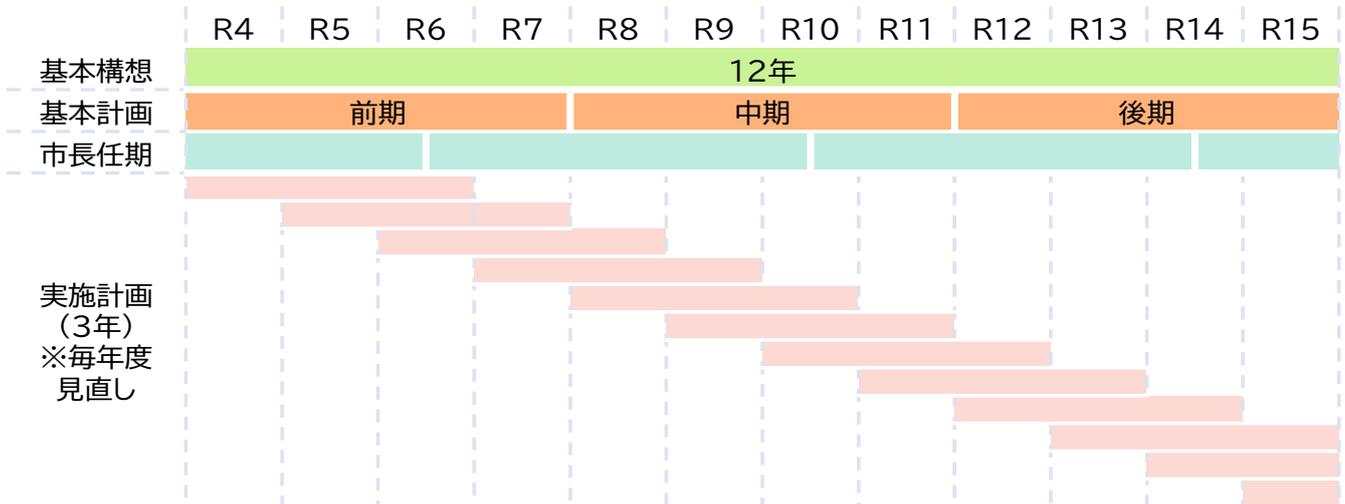
行政経営計画(以下「本計画」といいます。)は、「総合計画(基本構想・基本計画)」を実現・実行するため、毎年度の財政見通しを踏まえ、事務事業が最大限の成果を発揮するための戦略(実施計画)を示すものです。本計画に基づき、選択と集中により、令和4年度を始期とする「総合計画」の将来の都市像「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」の実現をめざします。



図表1:行政経営計画の位置づけ

## 1.2. 計画の期間

実施計画である本計画の計画期間は、「総合計画」の基本構想・基本計画に基づき、目標達成に向けた具体的な施策や事業を計画的に推進するため、毎年ローリングを実施する3か年計画とします。

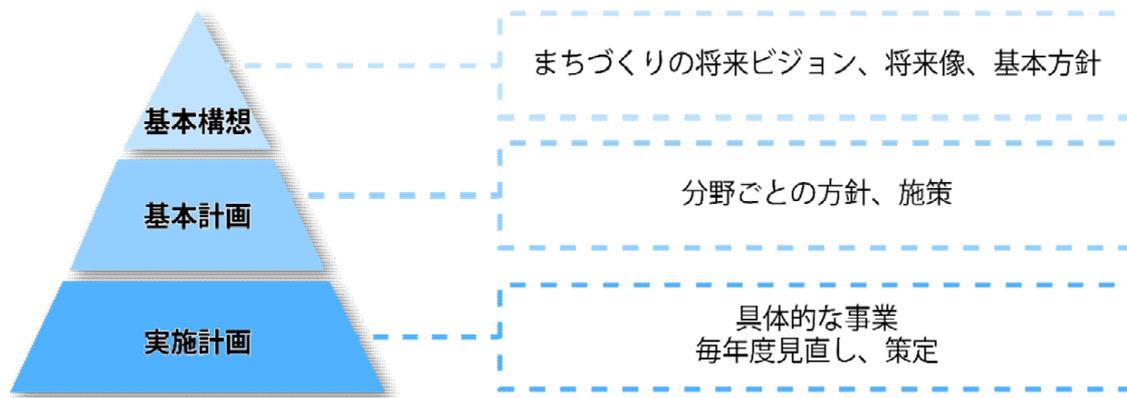


図表2:行政経営計画(実施計画)の計画期間

## 1.3. 計画の構成

本市では、「総合計画」に掲げた将来の都市像「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」の実現に向けて、6つの基本目標に基づき、まちづくりを進めます。

本計画では、これらの基本目標などに沿って新年度の方針を示すとともに、その具体的な取組について、事務事業の概要や事業費を示します。



図表3:総合計画の構成

#### 1. 4. 計画に掲載する事務事業

本市が実施している事務事業には、本来、国や大阪府が果たすべき事務で法令などによって市に委託されたものや、市の財源をもとに単独で実施しているものがあります。

本計画では、すべての事務事業を掲載しています。

#### 1. 5. 計画の策定方法及び進行管理

本計画の策定・進行管理については、施策ごとに、PDCAサイクルに沿った定期的な行政評価と改善を基本として実施し、具体的な成果の創出と成果の見える化を進めます。これらを進めるにあたり、施策・事務事業の構築・改善や各施策に掲げる指標の達成状況の分析、状況に応じた指標への更新などを行うときは、事例や経験など主観的な要素のみでなく、根拠に基づく企画立案(EBPM)の考え方を重視し、統計データや関連データなどの客観的な要素を根拠とした実効性の高い企画立案・改善に取り組みます。

また、変化が激しく将来の予測が困難な社会・経済情勢に臨機応変に対応していくため、施策の実施に際して即応性を求められる業務などにあたっては、ウーダ(OODA)ループの考え方を参考に、短い間隔での試行と意思決定の積み重ねを重視して取り組みます。

施策の評価にあたっては、毎年内部評価として施策の点検・評価を行うほか、特に関心の高い施策については、内部評価に加えて市民や学識経験者による外部評価などを実施します。

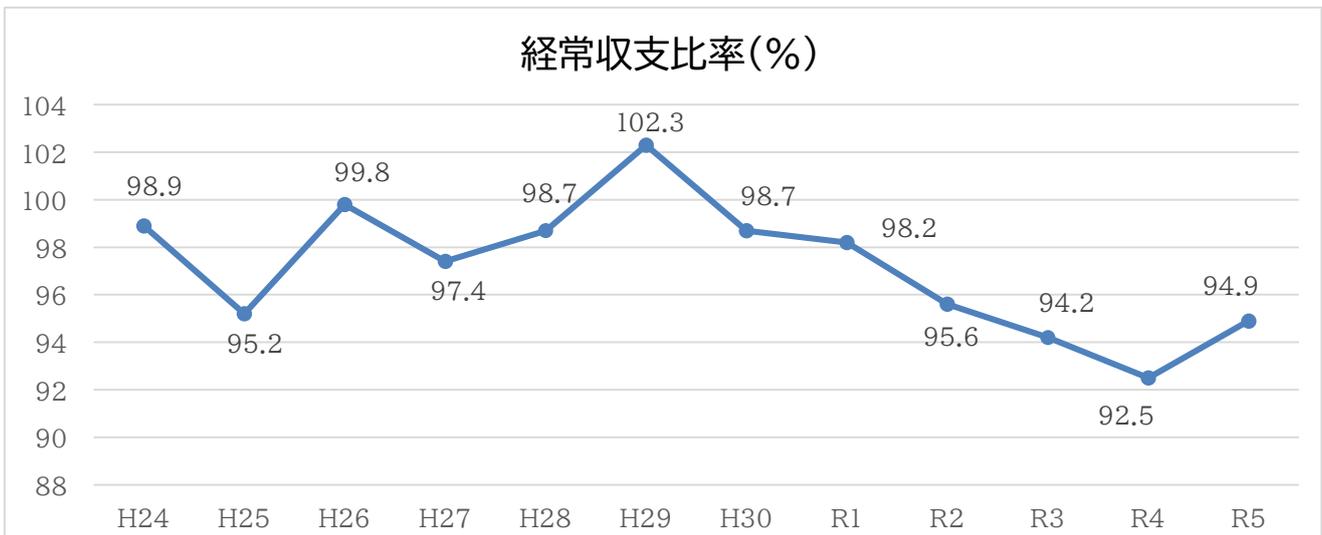
## 2. 本市の財政について

### 2.1. 本市の財政状況

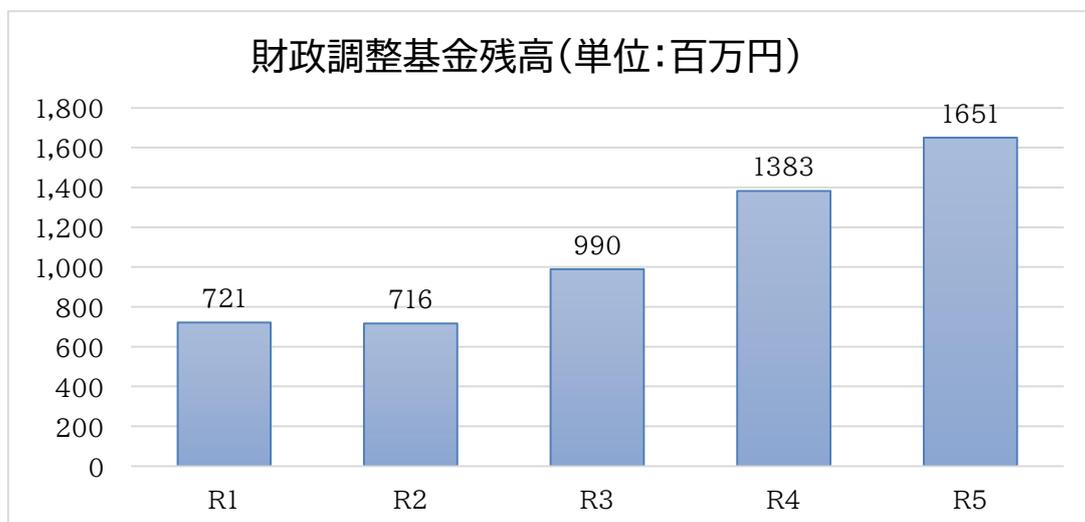
本市の財政状況は、少子化に伴う生産年齢人口の減少や地価の下落により、市税収入が伸び悩むとともに、高齢化の進行に伴う社会保障関連経費や老朽化した公共施設・インフラの維持管理に関する経費の増加、また、国内外の社会経済情勢の変化に伴う物価高騰の影響を受けるなど、近年厳しい状況が続いています。

このような中、本市では、令和3年2月の財政非常事態宣言の発出を踏まえ、同年9月に行財政構造改革プラン改訂版を策定し、本プラン改訂版に掲げる各取組を着実に実行してきたことで一定の成果を上げ、令和4年度・令和5年度の2か年連続で、実質単年度収支の黒字及び経常収支比率95.0%以下を達成するとともに、令和5年度決算において、財政調整基金を16億5千万円まで積み上げることができました。

しかしながら、自主財源の乏しい本市の財政は、依然として地方交付税、地方譲与税、国・府補助金などの財源に依存する体質となっています。



図表4: 経常収支比率



図表5: 財政調整基金残高

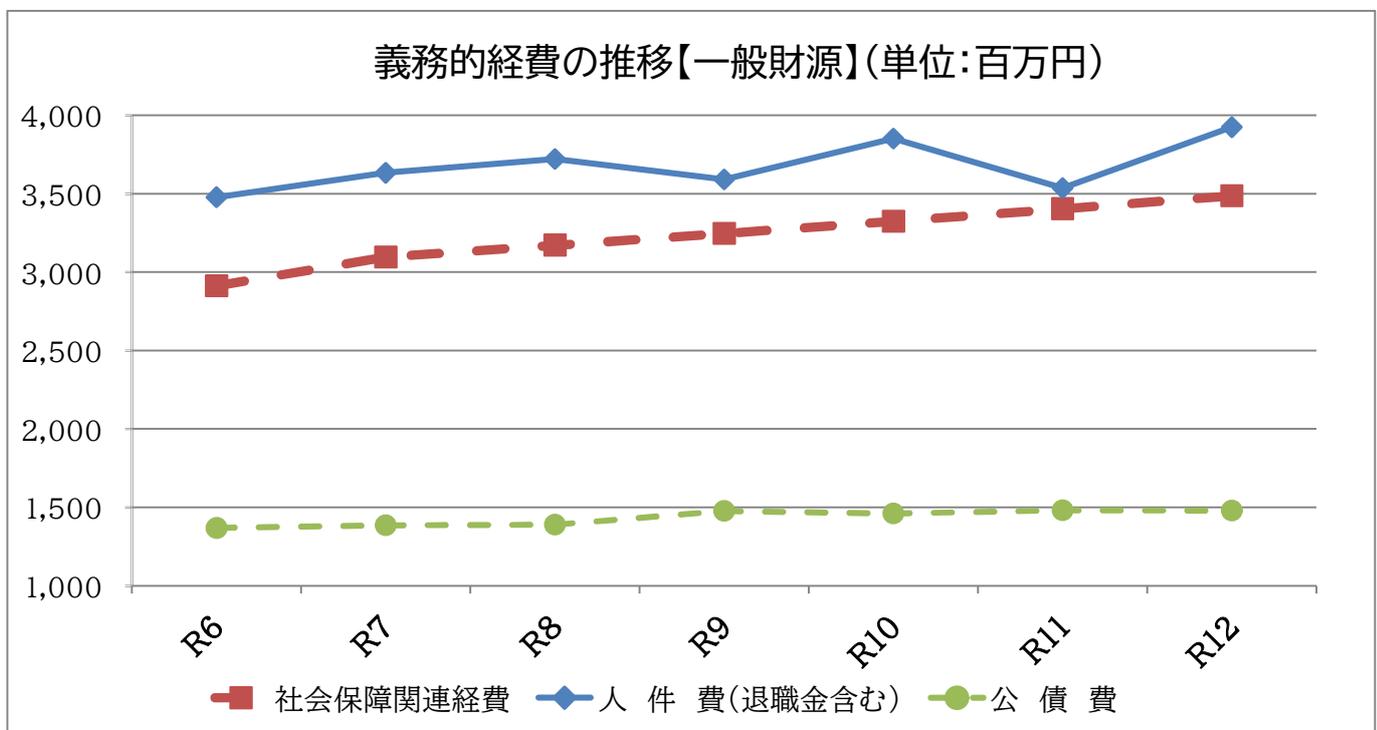
## 2.2. 財政収支見通し

令和7年度当初予算を反映した財政収支見通しについて、歳入面では、市税収入の減少を見込む反面、地方交付税は、高齢化の進行や物価高騰、また、令和6年人事院勧告に伴う基準財政需要額の増加を勘案して予測しています。

一方、歳出面においては、職員の定年引き上げに伴う退職手当の状況をはじめ、定員管理計画に基づく人員配置、さらには、人事院勧告を踏まえた人件費の増減を見込むとともに、社会保障関連経費については、高齢化の進行に伴い、今後も増加傾向で推移するものと予測しています。

また、公債費については、後年度負担の平準化を踏まえ、当面の間15億円以下に抑制しつつも、投資的事業については、老朽化が進む公共施設などを計画的に整備していくため、工夫した財政運営を行うことで、令和8年度から年間12億5千万円を計上しています。

さらに令和11年度においては、泉南清掃事務組合の新炉建設事業の負担増に伴い、補助費などが大きく増加すると予測しています。



図表6:義務的経費の推移

## 2.3. 今後の財政運営

今後の財政運営では、上記の財政収支見通しを踏まえ、財政非常事態宣言解除後も引き続き行財政構造改革の取組を推進し、持続可能な行財政運営の確立に取り組みます。

また、このような取組で捻出した財源を選択と集中により、新たに策定する「阪南市デジタル田園都市構想総合戦略」における施策展開に充当し、デジタルの力を駆使した人口減少対策と地域活性化を図るとともに、防災・減災事業をはじめ、子育て支援事業や教育環境整備事業に活用し、誰もが健やかに安全かつ安心して暮らせるまちづくりを推進することで、「地方創生の取組の推進」や「誰もが輝ける舞台都市・阪南」の実現をめざします。

○阪南市一般会計当初予算 財政収支見通し

令和7年2月時点

【単位:百万円】

		(R6) 2024	(R7) 2025	(R8) 2026	(R9) 2027	(R10) 2028	(R11) 2029	(R12) 2030	
歳入	一般財源		12,076	12,481	12,535	12,677	12,835	12,673	12,864
		市税	5,032	5,501	5,418	5,326	5,323	5,324	5,240
		地方交付税	5,049	5,140	5,299	5,575	5,604	5,608	5,669
		その他	1,995	1,840	1,819	1,776	1,909	1,740	1,954
	特定財源		8,237	7,697	7,440	7,513	7,638	7,633	7,808
		国支出金	3,085	3,601	3,339	3,386	3,435	3,484	3,572
		府支出金	1,740	2,039	1,958	1,984	2,060	2,021	2,108
		市債	2,073	875	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		その他	1,340	1,183	944	943	944	928	929
	前年度繰越金	100	0	0	0	0	0	0	
歳入合計	20,413	20,178	19,975	20,190	20,473	20,306	20,672		
歳出	義務的経費		10,394	11,108	11,302	11,335	11,704	11,470	11,998
		人件費	3,865	4,036	4,136	3,990	4,280	3,929	4,360
		扶助費	5,161	5,686	5,776	5,868	5,963	6,060	6,158
		公債費	1,369	1,386	1,390	1,477	1,461	1,481	1,479
	投資的経費	2,423	1,050	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
	その他経費		8,569	9,098	8,651	8,887	9,108	9,954	9,150
		繰出金	2,715	2,764	2,838	2,889	2,951	3,032	3,081
		国保	688	688	693	693	693	693	693
		介護	890	921	949	958	975	1,010	1,011
		後期	1,137	1,155	1,196	1,238	1,283	1,329	1,378
補助費等		2,529	2,545	2,386	2,386	2,585	3,143	2,426	
その他	3,325	3,789	3,428	3,611	3,572	3,779	3,643		
歳出合計	21,387	21,256	21,203	21,472	22,061	22,674	22,398		

歳入歳出差	▲ 974	▲ 1,078	▲ 1,228	▲ 1,282	▲ 1,588	▲ 2,368	▲ 1,726
-------	-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※歳入歳出差は、財政調整基金及びふるさとまちづくり応援基金で財源を補う必要がある金額です。  
 ※表において、百万円単位の端数調整により、合計と内訳などが一致しない場合があります。

### 3. 行政経営方針

#### 3.1. はじめに

- ・令和7年1月、第217回国会における施政方針演説において、我が国の生産年齢人口がこれからの20年で2割以上減少する見込みであると言及されました。ますます希少となる人材を大切に、人を財産として尊重する「人財尊重」を基軸に、危機管理の確立と成長型経済の実現、加えて一人ひとりが主導する「楽しい日本」づくりをめざすとされているところです。
- ・本市としては、総合計画における将来ビジョンである「ONE ACTION～時代の一步先をゆくまち～」と併せて、「住みやすいまち、憧れのまち阪南へ」を推進します。市民の皆さんが自慢でき、他の地域の人々からも憧れられる阪南市を、市民と一緒につくり上げていくとともに、市民に寄り添い、やさしく強いまちづくりを進め、市民に希望と誇りを取り戻すことができるよう、ビジョンと実行力を示し、行政経営に取り組むとともに、令和6年度決算での「財政非常事態宣言」解除をめざすとともに、解除以後を見据え、まちを成長軌道へ乗せていくための取組を推進します。
- ・本市は、次の3つの政策を柱に掲げ、「住みやすいまち、憧れのまち阪南」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。
  - 1つ目は、子どもを産みやすい、育てやすい、子育て世代に選んでもらえるまちをめざす、「子ども子育てまんなかのまち」をつくっていきます。
  - 2つ目は、高齢者が暮らしやすく、安全・安心なまち、住民自治を最優先するまちをめざす、「市民に寄り添うまち」をつくっていきます。
  - 3つ目は、地域の事業者を元気にしていくため、チャレンジする事業者、起業したい若者たちをサポートするまちとなり、「地域経済が回るまち」をつくっていきます。
- ・特に重要な取組として、地域経済の活性化へ向けて、ふるさと納税強化策を重点的に取り組んでいきます。まずは、市内の事業者や市内製品の生産者の方々に波及効果が表れるよう取り組みます。
- ・また、本年1月からは、緊急性が高く、短期的な解決が求められる特定の行政課題などについても、タスクフォースチームを結成し、スピード感を持って取り組んでいます。
- ・そのような中、令和7年度は、次のような施策や事業に、新たに取り組む、また、事業を拡充します。

#### ①子ども子育てまんなかのまち

- ・子育て拠点再構築方針の再構築
- ・物価高騰の影響を受けた教育・保育施設・小中学生の利用者の負担軽減を図るための給食費などの支援
- ・大阪・関西万博の児童・生徒招待
- ・中学校内に開設されている校内教育支援ルームへの校内教育支援員の配置

- ・桃の木台小学校トイレの改修
- ・私立保育施設保育士等就職支援 など

## ②市民に寄り添うまち

- ・自立した地域コミュニティ形成のため、地区担当職員の配置と、「地域まちづくり協議会」の設立促進
- ・(仮称)阪南アンバサダー制度の創設
- ・災害用トイレなどの防災備蓄・食料の目標量の確保
- ・文化センター及び図書館の熱源機器及び空調設備の更新
- ・桑畑総合グラウンドテニスコートの人工芝を改修
- ・多様化する移動ニーズや、公共交通の持続性などの課題解決に向けた「(仮称)地域公共交通計画」策定
- ・女性相談支援員を新たに配置
- ・はんなん健康応援プランの推進 など

## ③地域経済が回るまち

- ・ふるさと納税の強化に向けた取組
- ・万博会場での市独自イベントの開催
- ・市内消費を促進する地域ポイント制度などの仕組みづくり
- ・企業誘致の促進
- ・創業者支援事業の拡充 など

※ ①～③の内容について、「3. 2. 基本目標別の基本方針」中下線にて表記

### 3. 2. 基本目標別の基本方針

令和7年度における主な施策の取組方針について、「総合計画」に掲げる6つの基本目標に沿い、次のとおりお示します。

#### 基本目標1: 人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわいによる共創のまち

##### 1) 『協働・共創社会の形成と促進』

- ・本市を盛り上げる人材のプラットフォームとして、新たに「(仮称) 阪南アンバサダー」を創設し、登録や活用を促進することで、多様な人材が活躍できる場を創出します。
- ・協働・共創のまちづくりを推進するため、市民活動センターでは市民活動の活性化や人材育成に努めるとともに、地域に出向き新たな担い手の掘り起こしなどを進めます。
- ・市民協働施策については、目的や効果などが市民にわかりやすく伝わるよう情報発信の工夫を行い、さらなる協働に対する意識醸成を図ります。

##### 2) 『地域コミュニティの活性化』

- ・地域の主体的な意思によるまちづくり、地域の魅力向上及び課題解決のため、地区担当職員を配置するとともに、地域まちづくり協議会条例に基づく新たな地域運営組織の設立をめざし、引き続き、地域力を支援する研修などの取組を進めます。
- ・ICTを活用した地域活動の支援として、地域デジタル支援アプリを活用し、情報発信・共有を行うことにより、迅速化やペーパーレス化を図るとともに、役員の負担軽減につなげ、地域コミュニティの活性化に取り組みます。
- ・住民センターについては、地域における自主運営をめざし、地域の実情に応じた支援や取組など寄り添いながら、市民の皆さんが、持続可能なコミュニティ拠点として利活用できるよう取組を進めます。

##### 3) 『公民連携を推進するまちづくり』

- ・令和7年度に策定予定の第2期「SDGs未来都市計画」に基づき、本市の自然豊かな里山・里海を活かしたカーボンニュートラルの取組を進めます。また、環境にやさしいまちに集まった人々が、健康でウェルビーイングを感じられる取組を推進し、様々なCo-ベネフィットを創出することで、好循環な地域づくりの実現を図り、交流・関係人口を増やし、消費の拡大につなげます。
- ・民間事業者や大学、専門学校などと協定を結び、地域の課題解決に向けた連携事業の推進や、大学教授や民間事業者などが参画するはんなん・Co-ベネフィット創出協議会の活用などにより、SDGsの啓発活動やシティプロモーションの推進を連携して実施します。
- ・ブルーカーボン推進の主な取組として、アマモ場の回復が遅れている海域に対し、モニタリング調査を実施し、分布状況を把握しながら必要に応じた海草・海藻の移植を実施します。
- ・市内において遊休農地を活用した茶畑の運営を通じて、市民の生きがいづくりにつながる事業を実施します。
- ・SDGs普及啓発の一環として、市内小学校でのSDGs出前授業を、株式会社伊藤園、大阪ガスネットワーク株式会社、日本郵便株式会社をはじめとする企業と連携し、引き続き実施します。ま

た、『はんなんCo-ベネフィット創出ネットワーク登録制度』を活用し、SDGsに基づいた取組をさらに推進し、企業との連携を強化します。

- ・SDGs万博でもある大阪・関西万博を契機に、SDGsの推進や本市の取組を広くPRすることで、本市に訪れていただくなど、交流・関係人口の拡大に寄与し、地域経済や地域活動への波及につなげるため、大阪・関西万博の自治体参加催事へ出展します。また、市内在住の子どもたちが、大阪・関西万博会場で未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験することによって、将来に向けた夢と希望を感じることができるよう、大阪・関西万博会場に無料招待する取組を進めます。

#### 4)『シティプロモーションの充実』

- ・都市圏などの人材に向けて、海と山に囲まれた豊かな自然環境と、大阪市内や関西国際空港へのアクセスがよい阪南テレワークステーションの魅力を、リモートワークやワーケーションなど多様な働き方の拠点として各種広報媒体を通じて発信し、交流・人口の増加をめざします。
- ・移住定住を総合的かつ効果的に促進するため、庁内横断的組織において、庁内関係部局で移住定住に関する情報共有や連携を強化するとともに、移住定住ウェブサイトのコンテンツをさらに充実させて、魅力を発信する活動を行います。
- ・移住検討者が多く参加する「西日本最大級の移住相マッチングイベント」や市外での「出張移住相談会」への出展に加えて、移住相談の問合せを増やすため、オンライン移住相談の促進をします。
- ・各種情報発信ツールを活用して、市内外に向けてまちづくり活動や地域活動、本市で活躍する人々を応援する情報発信に取り組みます。また、市長定例記者会見や市政報告会を通じて、市の施策やプロジェクトに関する情報を市民やメディアに効果的に伝えていきます。

#### 5)『男女共同参画社会・女性の活躍推進の形成』

- ・すべての人が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力が十分に発揮できる社会の構築をめざし、「男女共同参画プラン(第3次)」に基づき、幼少期からの男女共同参画の意識づくりや意思決定の場への女性参画の拡大など、全庁的に取組を推進します。
- ・新たに女性相談支援員を配置し、困難な問題などを抱える女性にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能の充実を図ります。

### 1)『地域共生社会の実現』

- ・子どもから高齢者まで、孤立など地域や社会に埋もれがちな生活問題に対して、地域や事業者など様々な主体と連携し、誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて策定した第4期「地域福祉推進計画」を着実に実施します。
- ・地域共生社会の理念である、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域や社会をつくるため、社会福祉法に基づき、複合的な課題解決をめざし、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施します。
- ・地域住民が主体的に地域づくりに参加することができる環境整備、多機関の協働による相談支援体制の構築などを通じ、包括的支援体制を整備します。

### 2)『健康づくりの推進』

- ・令和6年度に「誰もが健やかで心豊かに生活できるまち阪南」を基本理念として策定した第2期「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」に基づき、市民の一人ひとりが健康づくりに取り組むことにより、健康寿命の延伸をめざします。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで妊産婦、乳幼児やその保護者などの健康の増進を図ります。
- ・妊娠から出産・子育てまで様々な情報提供や相談などを行う伴走型の相談支援として妊婦等包括相談支援事業を実施するとともに、妊婦のための支援給付を支給し、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を実施します。
- ・国民健康保険では、第3期「データヘルス計画」に基づく各種保健事業を実施し、被保険者の健康保持の増進に寄与するとともに、医療の効率的かつ適正な提供に資する施策を推進します。
- ・市民病院においては泉州医療圏南部の3公立病院(阪南市民病院・市立貝塚病院・りんくう総合医療センター)が密に連携し、それぞれの診療機能の特長を活かしつつ、地域医療水準の向上をめざすとともに、地域医療連携システム(なすびんネット)を活用し、地域内の医療機関が保有する医療資源を最大限に活かすことにより、病診連携や病病連携を推進し、様々な疾病に対して的確な治療を受けられる体制の充実に向け、引き続き指定管理者とともに取り組めます。また、今年度から「地域医療連携推進法人」に参画し、医療連携推進区域における救命・救急医療受入体制の確立などに向け取り組めます。
- ・保健センターについては、施設の老朽化対策として外壁及び防水改修工事を行います。

### 3)『子育て支援の充実』

- ・令和7年3月に策定する第3期「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実を図ります。
- ・令和4年度から子育て総合支援センター内で実施するすべての事業を民間事業者へ委託し、「地域子育て支援事業」として一体的に実施しており、その有する技術やノウハウなどのさらなる活用と連携により、地域子育て支援機能の一層の充実を図ります。
- ・引き続き、子ども医療助成事業の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども

として事業を実施し、児童福祉の増進を図ります。

#### 4)『高齢者福祉・介護の充実』

- ・令和5年度に策定した第9期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を安定的かつ健全に運営するとともに、共生型介護予防拠点を基点として身近な地域で誰もが参加・交流し、地域住民がつながる地域共生社会をめざします。
- ・介護予防の普及を目的として、健康無関心層に対する運動や食事などの規則正しい生活習慣や介護予防に取り組むきっかけづくり、既存の健康づくり・介護予防教室参加者などに対する継続したモチベーション向上及び維持のため、令和7年度より、保健事業と介護予防事業を一体的に実施する「はんなん健康応援プラン」を推進し、市民の健康寿命の延伸を図ります。
- ・認知症施策として正しい理解と知識を深め、認知症の発症を予防する「健康づくり」などに向けた取組を進め、認知症になっても地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進していくとともに、引き続きフレイル対策の充実、強化に取り組めます。

#### 5)『障がい者福祉の充実』

- ・障がい者が安心して本市で生活ができ、また社会参加ができるよう、令和2年度に策定した第4次「障がい者基本計画」及び令和5年度に策定した第7期「障がい福祉計画」・第3期「障がい児福祉計画」を着実に推進します。

#### 6)『生活支援の充実』

- ・生活困窮者に対する生活相談支援にあたっては、生活困窮者自立支援事業と生活保護制度を効果的に活用するなど、早期の支援につながるよう取り組めます。
- ・一体的に実施している自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業においても、引き続き関係機関と連携を図り、生活の自立に向けた支援に取り組めます。

#### 1)『地域防災の推進と消防・救急体制の充実』

- ・市民の防災意識の向上を図り、自主防災組織の新たな結成に向け、消防署や各事業所に加え、阪南まもる館を積極的に活用し、消防訓練や救命講習会などを実施します。また、防災DXを推進するためにVRなどのデジタル技術を活用した防災訓練、防災講習会を行います。また、「地域防災計画」に基づき、重要物資の目標量を確保するための備蓄を推進します。
- ・消防団と連携し、地域防災力の強化に取り組むとともに、消防団活動をより円滑かつ安全に実施するため、耐用年数が経過した消防車両を更新します。

#### 2)『危険や不安のない市民生活の充実』

- ・警察や防犯委員会などの関連機関と連携し、防犯教室や青色防犯パトロール、街頭啓発などにより犯罪被害の防止を図ります。
- ・交通事故の根絶に向け、様々な広報媒体を利用し、警察、交通安全協会、交通事故をなくす運動推進協議会などの関係機関と連携し、交通安全に関する啓発を実施します。
- ・消費者被害については、被害に遭わないまちづくりをめざし、消費者相談センターなどと連携して啓発を実施します。

#### 3)『下水道事業の経営基盤強化』

- ・令和6年度に見直しを行った「下水道事業経営戦略」に基づき、効率的な新規整備や施設の更新などを進め、経営基盤の強化を図り、健全な下水道経営に取り組みます。

#### 4)『循環型社会の形成』

- ・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、ごみの分別収集とごみ排出量の削減に向けた取組を進めます。

#### 5)『環境負荷の低減』

- ・ゼロカーボンシティをめざし、市民や事業所などに対して、環境問題について啓発します。
- ・し尿処理施設のMIZUTAMA館において、再生可能エネルギー設備である太陽光発電設備の導入に向けた設置工事を実施します。また、複数の公共施設などの照明LED化事業に取り組み、公共施設などの脱炭素化を推進します。

#### 6)『環境衛生の向上』

- ・生活排水処理率の向上を図るため、くみ取りトイレ又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する市民に対して引き続き助成を行います。

### 1)『就学前教育・保育の充実』

- ・令和7年3月に策定する第3期「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本市の就学前教育・保育の充実及び質の向上に取り組みます。
- ・保育士などの就労の促進と離職の防止を図るため、保育士などの人材確保策を展開します。
- ・引き続き、給食費などについて、物価高騰の影響を受けた教育・保育施設の利用者の負担軽減に取り組みます。
- ・子ども子育て拠点の整備について、子育て拠点再構築方針を見直し、安全・安心でワクワクする子育て環境づくりとして新たなビジョンを示します。

### 2)『学校教育の充実』

- ・確かな学力や人権意識を培う教育活動の推進を図り、一人ひとりの生きる力を育成します。また、阪南GIGAスクールビジョンを推進するため、学習支援アプリなどの活用を進めるとともに、児童生徒一人ひとりに貸与するタブレット端末を更新し、学びを支援します。
- ・桃の木台小学校のトイレの洋式化をはじめ給排水設備の改修に向けて取り組み、学校環境の改善を図ります。
- ・教育支援センター(シンパティア)などでの、不登校の態様にある園児・児童・生徒の校園生活への復帰や社会的自立の支援及び教育に関する多様な相談の実施について、一層の充実を図ります。
- ・通訳や子ども支援員などを配置することにより、日本語のサポートや支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもの生命と安全を守り、一人ひとりに寄り添った支援の充実を図ります。
- ・本市の豊かな自然環境などを活用し、全小学校を実施校として海洋教育の取組を推進します。
- ・外国語指導助手の配置などを通じ、子どもたちがワクワクしながら学ぶ英語教育の充実を図ります。
- ・学校給食事業においては、学校給食センターの大規模改修により可能となった、同センターでの集中的な調理・管理による安全・安心な給食を、すべての小中学校へ食缶方式にて安定的に提供するとともに、さらに保護者・児童・生徒の食に関する関心が高まるよう、大阪産の食材を使用した地産地消献立や国内外の料理を取り入れるなど、給食内容の充実と食育を推進します。また、引き続き、給食費などについて、物価高騰の影響を受けた小中学校の保護者の負担軽減に取り組みます。

### 3)『生涯学習の推進』

- ・市民が「やりたいと思うこと」を生み出せる体制づくりをめざして、市民の学習活動支援に取り組むとともに、各社会教育施設の指定管理者と協力して、子どもから高齢者まで様々な人が学び交流できる豊かな環境を構築し、市民にとってかけがえのない居場所を創出できるよう事業展開を図ります。
- ・複合施設としての新たな魅力を発信し、市民の生涯学習、文化芸術の普及、振興を図るため、文化センターと図書館を指定管理者により一体的に運営します。
- ・「社会教育施設長寿命化個別計画」に基づき、大規模改修の一環として、令和8年度にかけて文

化センターと図書館の熱源機器及び空調設備を更新します。

- ・地域住民の学びと交流の拠点である公民館については、地域課題を地域住民が主体的に解決するための必要な学びを提供し、市民主体の地域づくりを支えていくことにより、利用者の拡大を図ります。「はんなん海の学校」では社会教育として、子どもや若者を中心に「海洋教育」に関する専門的な内容の講義や体験など、気軽に学べる機会を提供します。また、プログラミング教育推進事業を通して、楽しく段階的なプログラミング教育を推進し、今後のIT社会に適応できる人材の育成をめざします。さらに、生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献などによりすべての人が当事者として地域社会の担い手となることを目的とした「生涯学習を通じた地域の担い手となる人材育成プログラム」による学びを進めます。

#### 4)『歴史・文化の保存と継承』

- ・旧東鳥取小学校の体育館で再開した歴史資料展示室や本市の歴史文化遺産をデジタルデータで紹介する文化財デジタルアーカイブなどを活用し、郷土の歴史や文化に係る学習機会を提供するとともに啓発活動を行います。また、埋蔵文化財事務については、広域化(3市1町)により、専門職員を確保し、効率的に事務を執行します。

#### 5)『生涯スポーツの振興』

- ・市民が気軽に運動・スポーツを楽しむことができるよう、社会体育施設の指定管理者と協力して各種体育・スポーツ教室・スポーツ大会などの事業を進めるとともに、指導者講習会の内容を充実させ、講習会参加者がスポーツの指導やボランティア活動を行えるよう環境の整備を図ります。
- ・「社会教育施設長寿命化個別計画」に基づく大規模改修の一環として、総合体育館の消防設備を更新するとともに、桑畑総合グラウンドテニスコートの人工芝を改修します。

#### 6)『人権が尊重される社会の形成』

- ・一人ひとりが互いをかけがえのない存在であることを認識し、多様性を尊重することが重要です。そのため様々な機会をとらえて人権意識を高揚させるための啓発に取り組みます。また、行政職員として留意すべき点を理解するとともに、市民に対して正しい人権意識の醸成に取り組みます。
- ・人権に関する相談については、適切な助言や情報提供などを通じ、自らの主体的な判断によって課題を解決できるよう相談事業を充実します。

### 1)『観光の振興』

- ・大阪・関西万博の開催を契機とした、関西国際空港を利用するインバウンド客に対するプロモーション活動を強化し、観光誘致の促進を図るため、(一社)阪南市観光協会と連携し、インバウンド向けの観光コンテンツの提供や販売を行うなど、多様な事業を展開します。
- ・堺市以南の9市4町と民間事業者で構成される、地域連携DMOである(一社)KIX泉州ツーリズムビューローや、和歌山県・奈良県・大阪府内の23市町村・教育委員会・観光協会などで構成される葛城修験日本遺産活用推進協議会など、広域連携によるスケールメリットを活かした事業を推進します。

### 2)『商工業の振興』

- ・産直市場「匠の ippin」を通じて、阪南ブランド「十四匠」や美食ブランド「KUU」をプロモーションし、地場製品の知名度向上を図るなど、阪南市商工会と連携し、販路拡大に取り組む事業者の支援を行います。
- ・「創業支援等事業計画」に基づき、地域の金融機関とも連携し、創業希望者へのハンズオン支援を行うとともに、公民連携による経営支援や、市内企業のビジネス開拓などを支援することで、新たなビジネス展開を生み出し、地域経済の活性化につなげます。
- ・市内店舗での消費を喚起し、事業者支援につなげるための「地域ポイント制度」などの仕組みづくりに取り組みます。

### 3)『農業の振興』

- ・地域農業の活性化、安定化に向け、担い手や新規就農者の育成と支援を推進します。
- ・企業連携などを進め、農地の利用促進を図るとともに、利用集積の拡大や自己耕作の再開を容易にするため、農空間保全に関する多面的な活動を支援し、遊休農地の削減に取り組みます。また、農業従事者は、高齢化、担い手不足、耕作放棄地といった「人と農地の課題」を抱えているため、就農・後継者状況などのアンケート調査や地域の農地状況の地図化などを行い、地域との話し合いを通じて将来を見据えた効率的・効果的な農地利用への支援を行います。

### 4)『漁業の振興』

- ・漁業経営の安定化・強化を図るため、漁業協同組合による「浜の活力再生プラン」に基づいた海苔・ワカメ・牡蠣の養殖など、漁業の活性化のための取組を支援します。
- ・「里山里海づくりプロジェクト」として、全国アマモサミットの開催をきっかけとし、はんなんの海で続いてきた漁業という営みの中で培われてきた知恵や技術について、次世代への継承に取り組みます。
- ・環境・生態系の維持回復や安心して活動できる海域の確保などに取り組む団体を支援して漁業の振興につなげます。

### 5)『雇用・就労支援の充実』

- ・様々な働き方を希望する就職希望者を支援するため、国や大阪府、就労支援センターと連携し、

就労支援に取り組みます。

#### 6)『自然と共生するまちづくり』

- ・阪南市の海と山が近い利点を生かし、環境保全と豊かなまちづくりを進めます。
- ・大阪府立阪南・岬自然公園について、大阪府が管理する「近畿自然歩道」の安全性の確保を支援します。
- ・林道のパトロールを行い、通行車の安全確保を図るとともに、防災活動に支障が生じないよう良好な林道の維持管理を行います。

#### 7)『安全な水辺空間の形成』

- ・水辺空間を良好に整備、維持管理することで灌漑用水を確保するほか、市民に安全・安心な暮らしを提供するため防災上の観点から老朽化したため池の潰廃や改修を計画的に進められるよう、大阪府、地元水利組合と協議の上、設計調整を行います。
- ・準用河川、水路などの市民生活に欠かせない公共施設の適切な維持管理を行います。

#### 8)『魅力的な街並みと快適な住環境づくり』

- ・土地利用や都市基盤整備、自然環境の保全、景観形成など、まちの整備、開発、誘導及び保全に関する具体的な方針となる「都市計画マスタープラン」に基づき、取組を進めます。
- ・尾崎駅周辺の魅力創出やエリア価値向上をめざして、社会実験を行います。また、和歌山大学と協力し、尾崎駅周辺において歩きたくなるまちづくりに向けた共同研究を行います。
- ・空家などの対策については、「空家等対策計画」に基づき、適切な維持管理、老朽対策や有効利用などについて、総合的かつ計画的に実施します。

#### 9)『公共交通と自動車交通との融合の実現』

- ・ウォーカブルなまちづくりを推進し、居心地よく歩きたくなるまちの実現に取り組みます。
- ・多様化する移動ニーズや、公共交通の持続性などの課題解決に向け、行政、地域、事業者などの役割や今後のめざす姿を明確にし、実行計画を定めるための「(仮称)地域公共交通計画」を策定するため、アンケート調査などの実施や地域公共交通会議での議論を行います。
- ・物価高騰の影響を受けたコミュニティバス運行事業者に対して、運行体制を整備し、地域に不可欠な交通手段の確保と、地域公共交通事業者による運行の維持に向けた支援を実施します。

#### 10)『都市基盤の形成と維持管理』

- ・市民が安全に安心して通行できるように道路・橋梁を補修及び更新することに加え、道路パトロールの実施、道路植栽の管理や道路台帳の更新などの適切な維持管理業務に取り組みます。
- ・市民の憩いの場である都市公園及び児童遊園の遊具点検・補修など、公園の適切な維持管理業務に取り組みます。

### 1)『柔軟な行政経営の推進』

- ・現在の「総合計画前期基本計画」が令和7年度に終期を迎えることから、社会情勢の変化への対応や将来の都市像の確実な実現に向け、「総合計画中期基本計画」の策定に取り組みます。
- ・阪南市まちづくり戦略アドバイザーに、まちづくりに係る政策に関し、専門的な立場から助言又は提言をいただくことで実効性の高いまちづくりを推進します。
- ・「スマートシティ推進計画」に基づき、市役所業務のほか、教育、健康、介護、産業などのあらゆる分野でAIなどの新技術・デジタルツールを活用して、市民生活の質的向上や地域課題の解決を図る取組を加速させます。
- ・総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」制度を活用(DX専門アドバイザーの派遣)し、行政のDX・ICT化を強力に推進します。また、市民サービスの向上及び業務の効率化を図るため、各種手続きの電子申請化を促進するとともに、各職員の業務フロー作成スキルを向上させ、業務の見える化を図り、BPR(業務改革)の推進に取り組みます。
- ・基幹業務システムにおいて、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行するため、その環境整備を行い、今後の行政運営において、安定した運用管理に取り組みます。
- ・スケールメリットによる行政の効率化を図るため、引き続き、近隣自治体との広域連携を推進します。

### 2)『施策展開のための人材の育成支援・確保』

- ・各職階に求められる能力に対応した研修の実施、職員が自らの能力向上に取り組みやすい環境の整備を行うなど、人材の育成支援に取り組みます。
- ・採用動向に応じた採用の仕組みを構築し、人材確保に取り組みます。

### 3)『健全な財政運営』

- ・令和6年度決算での財政非常事態宣言解除をめざし、令和3年度に策定した「行財政構造改革プラン(改訂版)」に掲げる取組を計画的かつ着実に進めています。  
こうした中、本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和7年度においては、当初予算編成編成方針に基づき、行財政構造改革の取組を継続するとともに、財政非常事態宣言の解除を見据え、「地方創生の取組の推進」「誰もが輝ける舞台都市・阪南の実現」「持続可能な行財政運営の確立」に向け、選択と集中による施策展開に取り組みます。
- ・今後想定される大規模災害に備え、旧耐震基準の建物である市役所本庁舎の耐震改修などに向けて取り組みます。
- ・「ふるさとまちづくり応援寄附」については、本制度を通じて本市の魅力的な地場産品などを全国に周知できるよう、返礼品のさらなる魅力づくりや新たな返礼品開発を積極的に進めるほか、意欲のある地元事業者の事業展開を寄り添いサポートするなど、寄附拡充に向けた取組を強化するとともに、地域経済の活性化に資する仕組みに育てます。

以上が令和7年度の行政経営の基本方針です。

### 3.3. おわりに

- ・国においては、昨年12月に、「地方創生2.0」の基本的な考え方の戦略案が示され、デジタル・新技術の徹底活用など地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策に取り組むこととしています。
- ・本市においても、令和7年3月策定の第3期総合戦略となる「デジタル田園都市構想総合戦略」に基づき、子育て世代をメインターゲットに地方創生関連事業に取り組めます。特に、市内・市外から本市で活躍したい人が参画し、自ら担い手となって『私のONE ACTION』を生み出していき、仕掛けづくりとして、「はんなんONE ACTIONプラットフォーム」の形成を進めるとともに、まちづくりのキーパーソンとなり、市民の行動変容を促しながら、活動したい人を巻き込みつつ、本戦略の重点施策に取り組み、魅力的なまちづくりを展開します。
- ・また、本年4月に開幕する大阪・関西万博のインパクトを最大限に活用し、SDGsの推進や今後の交流・人口の拡大に向け、本市の取組を広くPRします。
- ・これまでも、これからも、まちづくりをワガゴトとして進めますが、政策や事業の推進は、あたり前ながら、行政だけで成しえるものではありません。ガラス張りの市政による情報共有と、市民の皆様・関係各位との協働・共創によって、一步ずつ前に進めていくしかないところが、まちづくりの難しく、そして面白いところです。皆様と手を携えて、阪南市を再び元気になりたいと思っております。
- ・引き続き、市民の皆様や議員各位、関係者の皆様には、財政非常事態宣言の解除に向けた取組と併せて、まちづくりに対するご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

